

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第36回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成25年3月7日（木）午前10時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）河内鏡太郎，田内正宏，二本松利忠，三井誠（委員長），山田庸男

（庶務）安村大阪高裁総務課長，荒木大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）北川大阪高裁事務局長

4 議題

- (1) 第55回，第56回及び第57回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 弁護士任官候補者に係る情報収集の在り方について
- (3) 判事任命候補者に係る情報収集の在り方について
- (4) その他

5 議事

- (1) 第55回，第56回及び第57回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について

○ 庶務から，第55回，第56回及び第57回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について報告があった。

なお，これに関して，庶務から，平成25年1月の新任判事補候補者について，平成24年10月29日付けで中央の委員会から同名簿の送付とともに指名の適否に関する特段の情報があれば受け付ける旨の通知があったが，昨年と同様，委員長に諮った上，委員会を開くことなく，庶務を通じて各委員に個別に通知の趣旨を説明したところ，特段の情報に接しなかったため，中央の委員会には情報提供を行わなかった旨の報告があった。

- (2) 弁護士任官候補者に係る情報収集の在り方について

- 裁判官及び検察官が有している情報については、従前と同様に、一般的な情報収集として、任官候補者の所属弁護士会に対応する裁判所、検察庁等に対し情報収集の依頼をすることとされた。

弁護士等有している情報については、従前と同様に、任官候補者から提出のあった担当事件リストの相手方代理人に、また、弁護活動をよく知る者からの情報については、任官候補者から同人の弁護士活動の実情を承知している者10人程度の住所、氏名等を記載した書面の提出を求めた上でそれらの者に、それぞれ情報の提供を依頼することとされた。

(3) 判事任命候補者に係る情報収集の在り方について

- 従前と同様に、任命候補者の現任庁に対応する検察庁、弁護士会に候補者名簿を提供して情報収集の周知依頼をすることとされた。

また、重点審議者に係る情報収集についても、従前と同様に、候補者名簿の提供による情報収集の方法によることとされた。

- 従前と同様に、情報収集周知依頼の際に各弁護士会に対して庶務（総務課長）宛ての料金受取人払いの封筒を相当枚数配布することとなった。

(4) その他

- 地域委員会の所掌事務について、協議の結果、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第13条のほか、指名の適否に関する情報の的確性を判断するために同規則第17条により地域委員会に準用されている同規則第10条（説明の要求又は意見の聴取）及び同規則第11条（協力依頼）の各事務を行う場合があることが確認された。

- 次回の地域委員会は、5月31日（金）午後2時から開催されることとなった。また、情報の受付期間は5月17日（金）までとされ、寄せられた情報については、あらかじめ各委員が閲覧できるよう、庶務において準備し、次回の地域委員会で情報を取りまとめ、中央の委員会に報告することとなった。

（以上）